令和８年９月台風第 25 号に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和８年９月台風第 25 号により横須賀市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を、横須賀市（以下「市」という。）に代わって自らの費用負担によって解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことで生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法第 702 条に基づき、自費解体・撤去に要した費用の償還（以下単に「償還」という。）をする上で必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）被災建築物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条の規定により令和８年９月台風第25号により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものとして、次のいずれかに該当する家屋、事業所等をいう。

ア　罹災証明書（罹災証明等取扱規則（平成26年横須賀市規則第35号）第４条第１項に基づき交付するものをいう。以下同じ。）の罹災の内容が、全壊であるもの

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険防止及び生活環境保全上の支障となることを防止するためやむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの

（２）被災工作物等　損壊した工作物、がれき等で早急に解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上支障を及ぼすと市長が認めるものであって、被災建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるもの。

（３）残置物　この要綱の規定により解体を要する被災家屋等から、やむを得ない理由により搬出できずに残置されたもの

（償還の対象）

第３条 償還の対象となる被災家屋等の解体及び撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）被災建築物等の自費解体・撤去であって、当該自費解体・撤去に係る所有者又はその委任を受けた者（以下「所有者等」という。）と解体及び撤去を行う者（以下「解体業者等」という。）の契約が令和８年９月 23 日から同年 11 月 15 日までに締結されたもの

（２）早急に解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがある又は生活環境保全上の支障を及ぼすと市長が認める被災工作物等の自費解体・撤去であって、当該自費解体・撤去に係る所有者等と解体業者等の契約が令和８年９月 23 日から同年 11 月 15 日までに締結されたもの

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（解体及び撤去の対象）
第４条 この要綱に基づく解体及び撤去の対象となるものは、被災家屋等と残置物とする。
２ 改修工事等に伴う被災家屋等の一部解体は、償還対象としないものとする。
（対象者）
第５条 償還を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、令和８年台風第 25 号発生時点において横須賀市内に被災家屋等を有し、第３条各号のいずれかに該当する解体及び撤去を行った者又は第三者の所有する被災家屋等の解体及び撤去を、倒壊等による危険の回避のため解体業者等に依頼した者（自然人及び法人。ただし、法人においては中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）とする。
（申請）
第６条 償還を希望する者（以下「申請者」という。）は、被災家屋等の撤去費用申請書（第１号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
２ 前項の申請の受付期間は、令和８年 11 月 16 日から同年 12 月 15 日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。
（審査等）
第７条 市長は、前条第１項の規定に基づく申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る償還を決定したときは、交付決定通知書（第７号様式）を当該申請者に発行するものとする。
２ 市長は、前項の審査の結果、償還が不適当と認めたときは、不交付決定通知書（第８号様式）を当該申請者に発行するものとする。
３ 市長は、申請書類の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他必要な調査を行うものとする。
（償還金の交付請求等）
第８条 前条第１項の規定により、償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して 30 日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。
(1) 被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還請求書兼口座振込依頼書（第９号様式）
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２ 市長は、前項の請求があり、償還金の交付が適当と認められる場合は、交付決定者に対し償還金を交付するものとする。
（申請取下）
第９条　申請者が、やむを得ない理由により解体及び撤去の申請を取り下げる場合は、すみやかに取下げ書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、交付決定通知書の発行後に前項に規定する取下げ書（第 10 号様式）が提出されたときは、費用償還決定を取り消すことができる。

（償還の額）

第 10 条 償還の額は、第２条各号に規定する解体及び撤去に要した費用のうち、償還の対象とするべき項目の金額の合計と、市が定める基準に基づき積算した金額の合計のいずれか安価な金額を上限として償還するものとする。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月９日から施行し、同日から適用する。